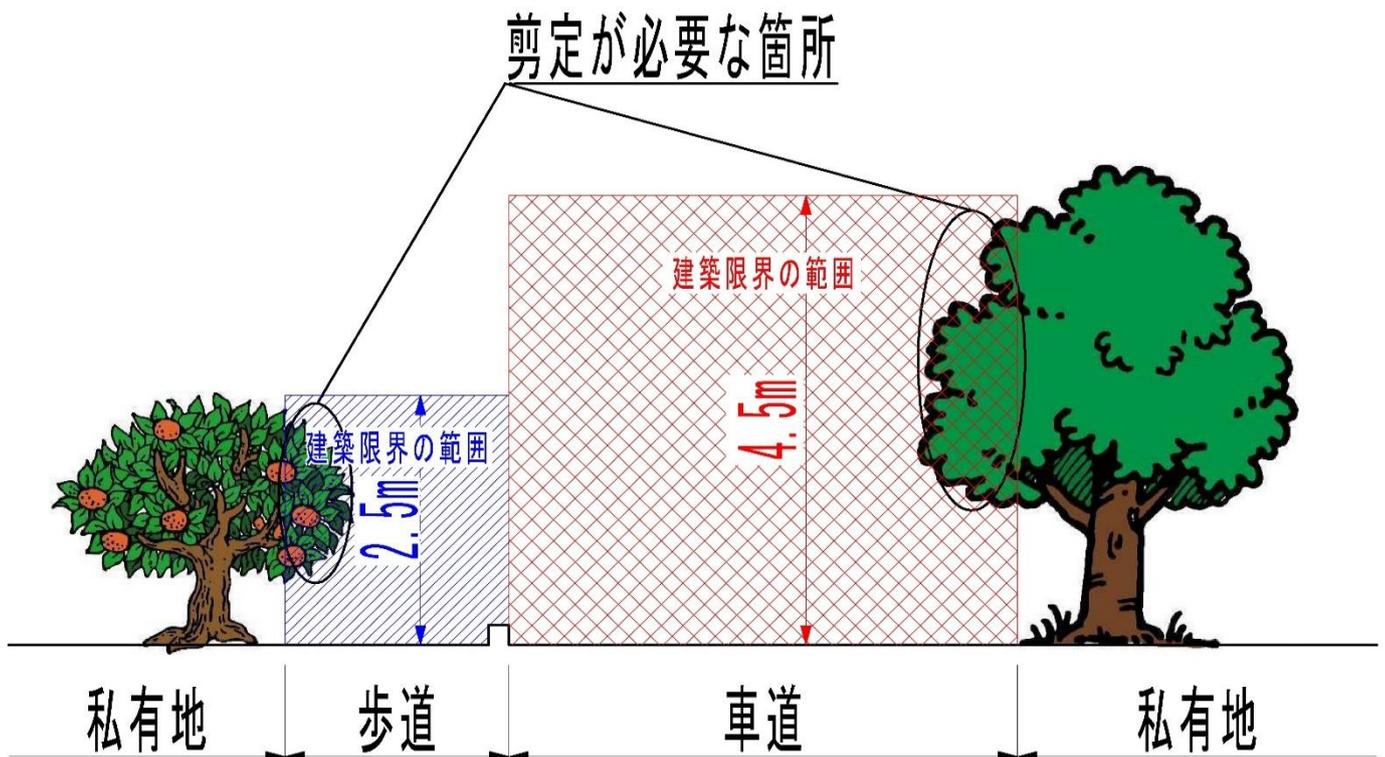


私有地から道路にはみ出した樹木の剪定にご協力を

ご自宅や山林等から樹木の枝等が道路にはみ出している
と通行の妨げになる場合があります。道路や歩道にはみ出した樹木が原因で交通事故等が起きた時は、樹木所有者の責任を問われることがありますので、所有者の方は剪定や伐採等、適正な管理をお願い致します。

なお、道路管理上、危険で緊急と判断された場合は所有者に断り無く枝や幹の伐採を行う場合がありますのでご了承願います。



道路法第30条では、道路を車両・歩行者が安全に通行するために、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に障害になる物（樹木・看板など）置いてはならないと規定されています。

【作業時の注意事項】

- 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合があるので、事前に最寄りの東北電力又はNTTに連絡し注意事項等の確認を行ってください。
- 作業にあたっては、通行する車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分ご注意ください。

お問い合わせ

伊達市役所 建設部 維持管理課 電話 024-573-5076